

公益財団法人東大阪市文化振興協会の沿革

年 月 日	事 項
平成 3 年 1 月 10 日	<p>財団法人東大阪市施設利用サービス協会設立 (事務所の所在地) 東大阪市稲葉 1 丁目 1 番 1 号 (設立目的) 東大阪市と密接な連携を保ち、市が設置する公の施設の効率的な管理及び市行政の補完的な業務を行い、施設の設置目的の効率的な達成と施設の利用の拡大を図り、もって市民サービスの向上と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
平成 3 年 4 月 1 日	東大阪市立児童文化スポーツセンター管理業務受託
平成 4 年 7 月 1 日	水道量水器検針業務受託 (旧東地区)
平成 4 年 11 月 2 日	東大阪市中鴻池市民プラザ管理等業務受託
平成 5 年 4 月 1 日	水道量水器検針業務受託 (旧中地区)
平成 5 年 4 月 1 日	東大阪市日下市民プラザ管理等業務受託
平成 5 年 4 月 1 日	東大阪市立市民会館管理等業務受託
平成 5 年 4 月 1 日	東大阪市立文化会館管理等業務受託
平成 6 年 4 月 1 日	水道量水器検針業務受託 (旧西地区)
平成 8 年 2 月 13 日	東大阪市四条市民プラザ管理等業務受託
平成 8 年 2 月 29 日	事務所を移転 東大阪市旭町 1 番 5 号へ
平成 8 年 3 月 4 日	東大阪市布施駅前市民プラザ管理等業務受託
平成 8 年 4 月 1 日	東大阪市立学校校務員業務受託
平成 9 年 9 月 1 日	東大阪市近江堂市民プラザ管理等業務受託
平成 9 年 11 月 1 日	東大阪市民美術センター管理業務受託
平成 11 年 2 月 1 日	東大阪市楠根市民プラザ管理等業務受託
平成 11 年 3 月 31 日	東大阪市立学校校務員業務受託解消
平成 15 年 4 月 14 日	東大阪市若江岩田駅前市民プラザ管理等業務受託

平成 15 年 4 月 14 日	東大阪市立男女共同参画センター管理等業務受託
平成 15 年 9 月 2 日	指定管理者制度創設（地方自治法第 2 4 4 条の 2 の施行）
平成 18 年 1 月 31 日	水道量水器検針業務受託解消（全地区）
平成 18 年 3 月 31 日	東大阪市立文化会館管理等業務受託解消
平成 18 年 4 月 1 日	東大阪市立児童文化スポーツセンター指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日	東大阪市立市民会館指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日	東大阪市民美術センター指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日	東大阪市立男女共同参画センター指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日	東大阪市市民プラザ（7ヶ所）指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日	東大阪市立郷土博物館指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日	鴻池新田会所指定管理者
平成 19 年 4 月 1 日	東大阪市立市民会館業務委託に変更
平成 20 年 4 月 1 日	東大阪市立児童文化スポーツセンター業務委託に変更
平成 20 年 4 月 1 日	東大阪市立男女共同参画センター業務委託に変更
平成 20 年 4 月 1 日	東大阪市市民プラザ（7ヶ所）業務委託に変更
平成 20 年 12 月 1 日	公益法人制度改革（関連三法の施行） 特例民法法人になる
平成 21 年 1 月 23 日	事務所を移転 東大阪市荒川 3 丁目 2 8 番 2 1 号へ
平成 21 年 4 月 1 日	東大阪市民美術センター指定管理者（施設管理）
平成 21 年 4 月 1 日	東大阪市立男女共同参画センター指定管理者（施設管理）
平成 21 年 4 月 1 日	東大阪市立市民プラザ（7ヶ所）指定管理者
平成 21 年 4 月 1 日	東大阪市立児童文化スポーツセンター指定管理者
平成 21 年 4 月 1 日	鴻池新田会所指定管理者
平成 21 年 4 月 1 日	東大阪市立郷土博物館指定管理者
平成 23 年 3 月 31 日	東大阪市立男女共同参画センター受託解消
平成 23 年 4 月 1 日	鴻池新田会所業務委託に変更
平成 23 年 4 月 1 日	東大阪市立郷土博物館業務委託に変更

平成 23 年 4 月 1 日	東大阪市立埋蔵文化財センター管理業務受託
平成 24 年 3 月 31 日	東大阪市立市民プラザ（7ヶ所）受託解消
平成 24 年 4 月 1 日	<p>特例民法法人の名称変更による公益財団法人の設立登記 （名称変更）</p> <p>公益財団法人東大阪市文化振興協会 （定款の目的変更）</p> <p>東大阪市において文化芸術およびスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、郷土の文化遺産に関する調査研究の成果を公開普及し、あわせて地域文化活動の育成とふるさと意識の高揚に努め、もって地域文化の向上と活力のある地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p>
平成 24 年 4 月 1 日	東大阪市民美術センター指定管理者（施設管理&事業部門）
平成 24 年 4 月 1 日	東大阪市立児童文化スポーツセンター指定管理者
平成 24 年 4 月 1 日	鴻池新田会所指定管理者
平成 24 年 4 月 1 日	東大阪市立郷土博物館指定管理者
平成 24 年 4 月 1 日	東大阪市立埋蔵文化財センター指定管理者（施設管理）
平成 24 年 4 月 1 日	旧河澄家指定管理者
平成 27 年 4 月 1 日	東大阪市民美術センター指定管理者（施設管理&事業部門）
平成 27 年 4 月 1 日	東大阪市立児童文化スポーツセンター指定管理者
平成 27 年 4 月 1 日	鴻池新田会所指定管理者
平成 27 年 4 月 1 日	東大阪市立郷土博物館指定管理者
平成 27 年 4 月 1 日	東大阪市立埋蔵文化財センター指定管理者（施設管理）
平成 27 年 3 月 31 日	旧河澄家指定管理者受託解消
平成 27 年 7 月 31 日	東大阪市立市民会館閉館に伴う受託解消